

## お知らせ

### 都営住宅入居者募集

【抽選方式による募集】①家族向・単身者向②若年夫婦・子育て世帯向(定期使用住宅)③事故住宅【申込用紙配布期間】11/4(水)～12(木)(土・日曜を除く)【申込用紙配布場所】住宅課(区役所5階2番)、豊洲特別出張所・各出張所、都庁、東京都住宅供給公社都営住宅募集センター(渋谷区神宮前5-53-67コスモ山3階)、東京都住宅供給公社亀戸窓口センター(亀戸1-42-20住友不動産亀戸ビル10階)※申込書は配布期間中のみ公民館ホームページ(☎https://www.to-kousya.or.jp/)からも入手できます【申込】郵送で11/17(火)までに渋谷郵便局に届くものに限り有効【問合せ】東京都住宅供給公社都営住宅募集センター ☎3498-8894、区住宅課住宅管理係 ☎3647-9464、FAX3647-9268

### 土曜・休日、平日夜間(こども)急病診療案内

土曜・休日急病診療	診療対象: 内科・小児科の急病者 診療受付: (土) 18:00～21:30 (休日) 9:00～11:30 13:00～21:30 診療場所: 江東区休日急病診療所 調剤薬局: 江東区薬剤師会 深川調剤薬局 江東区薬剤師会 城東調剤薬局
平日夜間こども急病診療	診療対象: 小児科(中学生以下)の急病者 診療受付: 平日の20:00～22:45 診療場所: 江東区平日夜間こどもクリニック 調剤薬局: 江東区薬剤師会 深川調剤薬局 江東区薬剤師会 城東調剤薬局

※現在、土曜・休日急病診療は予約制となっております。事前に電話で予約のうえ、受診してください。なお、新型コロナウイルスの検査は行っていません。

休日歯科急病診療	診療対象: 歯科の急病者 診療受付: 9:00～11:30 13:00～16:30 期日: 当日 所在地: 所在地
----------	--

☆保険証をお持ちください。診療の際、保険証がない場合は、全額実費負担となります。  
※電話で医療機関案内が24時間お聞きになります。東京都保健医療情報センター(ひまわり) ☎5272-0303

### 区民保養施設 年末年始も開設

区では、年末年始も区民保養施設を開設しています。詳細は区ホームページをご覧ください【申込期間(はがき)】11/1(日)～13(金)消印有効【利用期間】12/31(木)泊～令和3年1/3(日)泊【利用日数】利用期間内で2泊3日まで【利用できる方】区内在住の方【地域振興課地域振興係】 ☎3647-4962、FAX3647-8441

### 令和2年度特別区民税・都民税(普通徴収)第3期納期限11/2(月)

令和2年度の特別区民税・都民税(普通徴収)第3期分の納期限は11/2(月)です。お近くのコンビニエンスストア、金融機関、郵便局、納税課(区役所5階7番)、豊洲特別出張所・各出張所で期限までに納めてください。また、金融機関のペイジー対応ATM、パソコンやスマートフォンからのクレジットカード、インターネットバンキング、モバイルレジ、LINE Pay請求書支払いによる納付もできます。詳細は、納税通知書に同封のチラシまたは区ホームページで確認ください。☎納税課収納推進係 ☎3647-2063、FAX3647-8646【納付の相談】新型コロナウイルス感染症等の影響により納税が困難な方は納期限までにご相談ください。☎納税課徴収第一・第二係 ☎3647-4153、FAX3647-8646

### 社会保険労務士による年金相談

区では毎月社会保険労務士による年金相談(予約不要)を実施しています。個別の受給資格等に際するご相談は、年金事務所や街角の年金相談センターをご利用ください【要予約】※本人確認のため年金手帳や年金記録などをお持ちください。☎区民課年金係 ☎3647-1131、FAX3647-9415

場所	日種・内容
区役所2階エレベーター前	11/10(火)13:00～16:00(面談による相談のみ)
江東年金事務所(亀戸5-16-9) ☎3683-1231 FAX3681-6549	【受付時間】平日 8:30～17:15 11/14(土) 9:30～16:00 ※事前に江東年金事務所へお問い合わせください
街角の年金相談センター 江東(オフィス) 亀戸2-22-17 日本生命ビル5階 ☎5628-3681	【予約受付時間】平日 8:30～17:15 ※予約が必要ですので街角の年金相談センター江東(オフィス)へお問い合わせください

### 分譲マンション無料相談会

11/11(水)13:00～16:00(1件1時間以内) ☎区役所7階第74会議室  
☎区内分譲マンションの管理組合役員および区分所有者 ☎無料 ☎分譲マンションの維持管理に関するさまざまな問題に対応するための無料相談会(要予約)【相談員】マンション管理士 ☎11/6(金) ☎10/26(月)から住宅課住宅指導係(区役所5階1番)に電話、ファクスまたは窓口で ☎3647-9473、FAX3647-9268



### シルバー人材センター 会員募集・入会説明会

11/28(土)10:00～12:00 ☎高齢者総合福祉センター3階研修室  
☎健康で働く意欲のある60歳以上の区内在住者30人(抽選、結果は全員に連絡) ☎センターの仕組みや働き方等を説明します。当日入会も可能です。個別相談もできます。☎11/13(金)必着 ☎はがきに①入会

### とあ始めよう！人生会議 4

#### 自宅で最期を迎える工夫

50年前までは、自宅で亡くなる方が約6割あり、多くの人が住み慣れた場所で最期を迎えていました。それ以降は病院で亡くなる方が増え、現在では約7割の方が病院で亡くなっています。病院で亡くなるのが当たり前になってしまうと、現在の「住み慣れた自宅で最期まで暮らしたい」という希望があっても、自宅で最期を迎えることに不安を感じる方もいるかと思いますが、今回は、自宅で最期を迎えるための工夫について、よくあるご質問にお答えします。

「Q1」いざ看取りとなった場合、どこへ連絡すればいいのか。医師が間に合わず、家族だけで看取しても法的に問題になりませんか。  
「A1」慌てずにかかりつけ医と訪問看護ステーションへ連絡しましょう。かかりつけ医が臨終の場に間に合わなくても、これまでの病気の経過が明確で、その病気で亡くなったことが明らかであれば、かかりつけ医から死亡診断書が発行されます。法的な問題はありません。

「Q2」自宅で介護をしていますが、容態が悪化したら慌ててしまいませんか。  
「A2」高齢者の場合は、旅行にむかふとゆっくりと進行する場合があります。一週間くらい前から徐々に兆候があらわれます(疾病や個人によって異なります)。かかりつけ医や看護師と日ごろからよく相談し、心の準備をしておきましょう。

「Q3」容態が悪化したら救急車を呼んだらどうなりますか。  
「A3」救急搬送された場合、本人の望まない医療処置(延命処置等)が行われる可能性があります。そのため、急変時の対応についてあらかじめ決めておくことが重要です。どんな状態の時に救急車を呼ぶのか(呼ばないのか)などの病院に搬送してもらうのか「最期はどうか」といいたいのかを、日頃から話し合い、確認しておきましょう。

このほかにもさまざまな疑問や心配ごとが出てくるかもしれません。そんな時はかかりつけ医や訪問看護師、ケアマネジャーなどに相談してみたいです。住み慣れた自宅で安心して最期を迎えるために、医療・介護の関係者がサポートします。

保健所健康推進課が、地域医療連携係 ☎(3647)5889 FAX(3615)7171

### 無料 インフルエンザ予防接種

#### 高齢者 生後6か月～小学2年生 流行期前に積極的な接種を

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要ですが、ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

【対象となる方】  
①高齢基礎年金を受給している方で次のすべての要件を満たしている方  
②65歳以上である  
③世帯員全員の市町村民税が非課税となっている

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要ですが、ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

①新たな年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方には、日本年金機構から10月中旬頃から、請求書が送付されます。令和3年2月1日までに手続きが完了しますと、令和2年8月からさかのぼって受け取ることができます。

②年金を受給し始める方は、年金の請求手続きと併せて年金事務所や区分課年金係で請求手続きをしてください。  
※日本年金機構や厚生労働省から、口座番号を聞いたり、手数料などを求めることはありません。不審な電話や案内に注意してください。

③年金生活者支援給付金制度の問合せ  
ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165  
江東年金事務所 ☎(3683)1231 FAX(3681)6549  
区民課年金係 ☎(3647)1131 FAX(3647)9415

### 入門&実践 創業支援セミナー

創業の基礎知識や資金調達等を学習できる集中講座  
江東区で起業を目指す方、新たに自営・独立を考えている方を対象に創業支援セミナーを開催します。創業の基礎知識や資金調達、事業計画書の書き方等、学習できる集中講座です。  
11月28日(土) 午後1時～5時 ☎産業会館2階第1会議室(東陽4-15-18) ☎区内在住・在勤で、創業を考えている方16人(抽選) ☎無料  
☎創業融資や補助金、助成金を踏まえた資金調達方法や計画書の書き方、創業に対する考え方  
①電話予約②メールアドレス③創業予定の業種を記入し、経済産業振興係へ ※区ホームページからも申込できます ☎(3647)2332 FAX(3647)8442  
☎sangyou-k@city.koto.lg.jp

### 読書週間 10月27日(火)～11月9日(月)

10月27日(火)～11月9日(月)は読書週間です。図書館には資料の閲覧・貸出以外にも多くのサービスがあります。この機会にぜひ図書館をご利用ください。

レファレンスサービスとは、調べものに役立つ情報や資料を提供するサービスです。皆さんの日常生活で生じた疑問の解決や学習・研究のために必要な資料探しを図書館員がお手伝いします。

図書館資料の予約サービス  
ご希望の資料が貸出中または最寄りの館とは別の館に所蔵し

### 区立図書館サービスを活用しよう

11月27日(火)～11月9日(月)は読書週間です。図書館には資料の閲覧・貸出以外にも多くのサービスがあります。この機会にぜひ図書館をご利用ください。

区立図書館に未所蔵の資料を取り寄せます  
区立図書館に未所蔵の本・雑誌は、他区および都立の図書館からの取り寄せ等により提供することができます。

### 区立図書館に未所蔵の資料を取り寄せます

区立図書館に未所蔵の本・雑誌は、他区および都立の図書館からの取り寄せ等により提供することができます。

区立図書館に未所蔵の資料を取り寄せます  
区立図書館に未所蔵の本・雑誌は、他区および都立の図書館からの取り寄せ等により提供することができます。

### 特別徴収が始まる方へ(年金からの差し引き)

11月期までは普通徴収(口座振替等)でお支払いいただき、12月期から3月期が特別徴収に変更となります。特別徴収は皆さんの納める保険料が支えられています。納付方法は2つありますが、納め方は介護保険法で定められているため、本人の希望により選ぶことができます。

【特別徴収】  
年金差し引きで納めていた大口方法です。老齢・退職年金および遺族年金等を年額18万円以上受給されている方は、こちらが方法です。

【普通徴収】  
65歳になったばかりの方、他の区市町村から転入されたばかりの方、または特別徴収の対象にならない方が、口座振替や納付書により納めている方法です。

納付書払いの方は、保険料を分割してお支払いいただく方法もありますので、お早めにご相談ください。

徴収職員・コールセンターからのお知らせ  
納付書払いの方は、保険料を分割してお支払いいただく方法もありますので、お早めにご相談ください。

特別徴収が始まる方へ(年金からの差し引き)が12月から始まる方へ変更通知書をお送りしました。11月期までは普通徴収(口座振替等)でお支払いいただき、12月期から3月期が特別徴収に変更となります。特別徴収は皆さんの納める保険料が支えられています。納付方法は2つありますが、納め方は介護保険法で定められているため、本人の希望により選ぶことができます。

### 特別徴収が始まる方へ(年金からの差し引き)

特別徴収が始まる方へ(年金からの差し引き)が12月から始まる方へ変更通知書をお送りしました。11月期までは普通徴収(口座振替等)でお支払いいただき、12月期から3月期が特別徴収に変更となります。特別徴収は皆さんの納める保険料が支えられています。納付方法は2つありますが、納め方は介護保険法で定められているため、本人の希望により選ぶことができます。

### 特別徴収が始まる方へ(年金からの差し引き)

特別徴収が始まる方へ(年金からの差し引き)が12月から始まる方へ変更通知書をお送りしました。11月期までは普通徴収(口座振替等)でお支払いいただき、12月期から3月期が特別徴収に変更となります。特別徴収は皆さんの納める保険料が支えられています。納付方法は2つありますが、納め方は介護保険法で定められているため、本人の希望により選ぶことができます。